

平成30事業年度

監 査 報 告 書

(令和元年9月)

日本中央競馬会

監 事

平成30事業年度監査報告書

日本中央競馬会法第10条第4項の規定に基づき、日本中央競馬会（以下「JRA」という。）の平成30事業年度（平成30年1月1日～平成30年12月31日）における業務に関して監査を実施したので、その方法及び結果について以下のとおり報告する。

1. 監査の方法及びその内容

我々監事は、「日本中央競馬会監事監査要領」及び「日本中央競馬会監事監査実施基準」に基づき、また平成30事業年度の監査計画書に従い、JRAの各部署を対象として定期監査を実施した。

具体的には、競馬場等の事業所については、競馬場全10場、本部附属機関全7機関、場外勝馬投票券発売所10箇所及び駐在員事務所1箇所を訪問し、場苑校所長、場外勝馬投票券発売所所長及び駐在員事務所長から直接説明を受け、必要に応じて書面監査及び現場監査を実施した。本部については、全15部及びコンプライアンス推進室、関西広報室の部長・室長から直接説明を受け、必要に応じて書面監査

を実施した。

また年間を通して、経営委員会、運営審議会及び役員会その他の重要会議に出席し、重要な文書を閲覧して、J R A の意思決定過程を確認するとともに、役職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要により説明を求めた。

2. 監査の結果

平成30事業年度におけるJ R A の業務に関しては、法令・規程その他の定めに従って適正かつ効率的に処理されていると認める。

また、コンプライアンスに係わる不適格事項は認められず、組織の管理及び運営は適正に実施されていた。

尚、今回の監査においては特に、施設・設備の安全性確保への意識及び実施状況、地域社会への貢献活動（特に、災害時の協力態勢について）、働き方改革への取り組み、場外勝馬投票券発売所の現状等について着目したが、それぞれ適正な対応が取られ、また円滑な連携及び運営が行われていると認められた。

3. 監事からの意見

我々監事は、上記のとおり平成30事業年度にJRAが実施した業務その他は適正に実施されたことを認めるものであるが、今後の中央競馬の安定的かつ持続的な発展の観点から、以下に監事としての意見を付す。

(1) 安全な競馬施行について

競馬場や場外勝馬投票券発売所等の諸施設の安全管理を万全に行い、競馬を安全に運営することは、JRAの経営の基本方針である「信頼とともに」の実現のための最も重要な責務の一つです。そのような責務を遂行するに際しては、過去の課題等について継続的に検証することも必要ですが、過去に経験したことのない事象や経年劣化等の影響により、それまで想定していなかった課題が生起することも避けられず、組織内部の的確な情報の共有と組織全体の英知の結集が必要不可欠と思料します。

情報の共有については、組織全体でその意識を高めることが必要ですが、前提として、情報の的確な共有を可能にするシステムの整備が求められます。JRAは電子化を含む業務の効率化に向けて必要な対応を続けていますが、業務体制の整備に際しては、担当部門の垣

根を越えて、全ての役職員が、安全な競馬施行を阻害する可能性のある事象や課題について、過去に生じた事象等か、現在直面しているものか、或いは将来直面する可能性のあるものかを問わず、時機に適した情報の共有を確実に図ることが出来るシステムの構築に一層の努力を傾注して戴きたいと思えます。

その上で、とりわけ新たな課題への対応について、組織全体の知見、更には役職員の真摯な意見が的確に反映されるような態勢の整備・構築を進めることが肝要と思料します。勿論、現場や担当部の知見、意見が尊重されるべきことは当然ですが、対処すべき課題が新たなものである場合、事態の把握と收拾にあたる現場や担当部とは異なる視点或いは問題意識の有用性、必要性は軽視出来ないと思えます。

その理は新たな課題に基づく施策立案においても同様と思料します。施策の立案等は一定の部署が継続的に担当することが一般であり、そのこと自体は適切なものと理解されますが、継続性を重視した保守的な対応や硬直性を回避することが必要であることを良く認識し、専門外の意見や役職員としての素朴な感覚・意見も広く取り入れ、JRAが新旧の課題に柔軟かつ前向きに取り組んでいくことを期待します。

(2) 業務遂行全般における留意点について

JRAは「社会とともに」歩むことを経営の基本方針としていますが、そのような目的達成のためには、広い視野と不断の向上心・探究心が必要だと思えます。



例えば社会への責任を果たすというためには、JRAを取り巻く経営環境、社会環境を的確に認識することが必要不可欠です。JRAは一般の私企業とは存立の目的も基盤も異なりますが、社会的な責任の実現に際しては、私企業一般がどのような課題に取り組んでいるかを知ることが有益であることは改めて述べるまでもありません。広く親しまれる競馬の開催の実現についても、適切な具体的運営方法の選択に際しては、他業種、他企業から学ぶことも多いと思えます。その理は馬文化の発展や環境への取り組みの分野についても同様です。

勿論、競馬には他の事業分野とは異なる特殊性がありますが、どのような事業でも当該分野の特徴や個性は認められるものであって、そのような特徴或いは個性を超えて、社会的責任を果たし、或いは多くのお客様に親しみを覚えて戴くために、役職員が広い視野で競馬の運営に携わることが重要だと思えます。

また、競馬の公正かつ安全な実施に於いては、業務運営に関する向上心、課題に対する探究心を維持することも必要不可欠です。特に公正な競馬の実現のためには、これで必要十分だという到達点はないという自覚が、J R Aの組織全体として求められると思います。今般の監査の直接の対象ではありませんが、近時発生した禁止薬物に関する事案は、J R Aが組織全体としてそのような自覚を不断に認識する必要性も示していると思料されますので、役職員全員が新たな決意で業務に精励することを期待します。

令和元年9月5日

日本中央競馬会

監事	小日向 照夫	
監事	矢島 匡	
監事	小谷 実可子	